

# 住宅用火災警報器を設置しましょう!!

火災による「逃げ遅れ」からあなたを守るため、消防法の改正によりすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。既存住宅は平成23年5月31日までに設置しなければなりません、早期の設置をお願いします。

## 《住宅用火災警報器ってなに?》

煙や熱を感知して火災発生をいち早く警報音等で知らせるものです。電池タイプとAC100Vタイプがあり、壁や天井に簡単に設置できます。

## 《どうして設置しなければならないの?》

全国的に住宅火災での死者が多くなっています。死亡の原因は逃げ遅れによるものが6割に上り、住宅用火災警報器を設置していれば防げると考えられるからです。

### こんなデータがあります

住宅用火災警報器を設置した場合の死者数が**3分の1に減少!**



住宅用火災警報器等の設置の有無で見た住宅火災100件当たりの死者数

## 《どこに何を設置するの?》

### 義務

就寝に使用されている部屋（寝室）に設置します。また2階に寝室がある場合、階段にも設置します。（煙感知式）

### 努力義務

安全のため台所等にも設置をおすすめします。（煙感知式または熱感知式）



購入の際は左記の鑑定マークを目安にしてください。  
**住宅用火災警報器や消火器の悪質な訪問販売等にご注意ください。**  
設置後は消防本部、各分署に届出をお願いします。  
(届出用紙は消防本部及び各分署に用意しております。  
花巻市ホームページ防災消防情報からもダウンロードできます。)

住宅火災警報器の設置場所や届出についてのご相談は  
花巻市消防本部または各消防分署にお問い合わせ下さい。

花巻市消防本部予防担当	22 - 6123
石鳥谷分署	45 - 2119
東和分署	42 - 2119
大迫分署	48 - 2030

花巻市消防本部・消防署  
花巻地区幼年少年婦人防火委員会